

議第 1 2 号議案

改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書の提出

改正貸金業法の早期完全施行等に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日提出

都市経営・行政運営調整委員会

委員長 古 川 直 季

改正貸金業法の早期完全施行等に関する意見書

経済・生活問題での自殺者が年間 7,000 人に達し、自己破産者も 18 万人を超え、多重債務者が 200 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、年収の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が、来年 6 月までに完全施行される予定となっている。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務対策本部を設置し、同本部は、多重債務相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実、ヤミ金融の撲滅、及び金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成 20 年の自己破産者数も 13 万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっていることや、昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小事業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、今、多重債務者のために必要とされる施策は、改正貸金業法の早期完全施行を初め、相談窓口の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、国におかれては、次の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
- 5 消費者教育の推進に関する総合的かつ計画的な施策を実施すること。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 11 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者）
警察庁長官

あて

横浜市議会議長

川口正寿